

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 16 日

(浄化槽設置整備事業補助金申請業務被委任者)

浄 化 槽 設 置 施 工 業 者 各 位

南九州市市民生活課
環 境 保 全 係

浄化槽設置整備事業の補助対象及び金額の改定について

皆様におかれましては、かねてから合併処理浄化槽設置の普及に尽力をいただくとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与されていることに感謝申し上げます。

さて、本市はこれまで「南九州市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、10 人槽以下の合併処理浄化槽の設置者へ補助金を交付して、合併処理浄化槽設置の普及を促進し、汚水処理人口普及率の向上を図っているところであります。

今後は、単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの転換を更に促進させることにより、汚水処理人口普及率の更なる向上を図ることを目的に、次年度以降の補助金の内容を下記のとおり改定する予定です。

つきましては、今後とも合併処理浄化槽設置の推進に向けてご尽力賜りますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 施 行 日 平成 28 年 4 月 1 日（平成 28 年度から）

2 改定内容

- (1) 全ての特殊工事への補助金の交付を廃止する。
- (2) 新規の場合の補助金額を現行の半額とする。
- (3) 単独処理浄化槽からの更新への補助金額を現行に 6 万円上乘せする。
汲取り便槽からの更新への補助金額を現行に 5 万円上乘せする。

以 上

※ 詳細につきましては、別記（裏面）を参照ください。

※ 今後の施行日までの推進に際しましては、その旨ご対応いただきますようお願いいたします。

※ 別添「南九州市浄化槽設置整備事業の注意事項」もご確認ください。

【問い合わせ先】

南九州市市民生活課

環境保全係 高田，折田

TEL 0993-56-1111（内 4133）

合併処理浄化槽補助金限度額一覧

【現行】（平成 27 年度）

対象経費	人槽区分	1 施設に対する補助限度額		
		新規の場合	既設の単独処理 浄化槽から設置 換えする場合	既設のくみ取り 便槽から設置換 えする場合
小型浄化槽 の設置に要 する経費	5 人槽	332,000 円	422,000 円	382,000 円
	6 人槽 ～ 7 人槽	414,000 円	504,000 円	464,000 円
	8 人槽 ～10 人槽	548,000 円	638,000 円	598,000 円

※ 単独処理浄化槽を撤去した場合は、その経費（上限 9 万円）を上記金額に加算した額を補助します。

※ 特殊工事（湧水、岩盤撤去、ポンプアップ）に係る経費については、その経費（上限 10 万円）を上記金額に加算した額を補助します。

【改定後】（平成 28 年度～）

対象経費	人槽区分	1 施設に対する補助限度額		
		新規の場合	既設の単独処理 浄化槽から設置 換えする場合	既設のくみ取り 便槽から設置換 えする場合
小型浄化槽 の設置に要 する経費	5 人槽	166,000 円	482,000 円	432,000 円
	6 人槽 ～ 7 人槽	207,000 円	564,000 円	514,000 円
	8 人槽 ～10 人槽	274,000 円	698,000 円	648,000 円

※ 単独処理浄化槽を撤去した場合は、その経費（上限 9 万円）を上記金額に加算した額を補助します。

※ 平成 28 年度から特殊工事に係る補助は廃止とします。

南九州市浄化槽設置整備事業の注意事項

合併浄化槽の設置を、「南九州市浄化槽設置整備事業」の補助を受けて実施する場合は、以下の点については特に留意して適切な事業実施をお願いします。

- 浄化槽設置届等を提出する際は、必ず、放流先の施設管理者と事前協議すること。また、申請者の住所及び浄化槽の設置場所については、現地と整合しているか確認をすること。（地番の間違ひが多い。特に枝番）
- 申請書、保証登録証及び登録浄化槽管理票（C票）の使用予定人員の欄には、浄化槽人口把握のため、実際の使用予定人員を必ず記載すること。
- 工事着手できるのは、原則として補助金交付決定通知を受けてからとなります。事前着手した場合は、補助金の対象とならないので注意すること。（着工前に現場確認を行うことがある。）
- 底盤検査（中間検査）を実施します。必ず、2～3日前までに各支所の担当者へ検査希望日時を連絡し日程調整をすること。
- くみ取り便槽・単独処理浄化槽からの更新の場合は、底盤検査の際に、現状の確認を行います。また、着工前（撤去をした場合は撤去後）の写真を実績報告書に必ず添付すること。
- 事業内容に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請を提出すること。なお、変更承認が可能か事前に連絡して確認を取ること。
- 浄化槽設置者へ、浄化槽保守点検業者との維持管理に関する事項や浄化槽法第7, 11条の定期検査についての内容等の説明を必ず行い、保守点検と定期検査の必要性を周知・理解させること。
- 実績報告書は、工事完了後速やかに提出すること。年度末については、3月25日を締切とします。完成検査では、申請者の立合いが必要になります。（代理人でも可能です。）
- 実績報告書の写真は、数値等が読み取れる鮮明なものを提出すること。
(裏面につづく)

- 途中で申請者の住所変更があった場合、次回以降に提出する書類は変更後の住所で作成すること。
- 申請者より補助金の交付時期の問い合わせが多く、確認すると実績報告書が未提出の状況であったりするので、申請者への補助事業の手続きの流れもよく説明しておくこと。（補助金の交付時期：完成検査の状況写真提出後、目安として3週間後となる。）